

# 南知多町コミュニティバス「海っ子バス」デザインラッピング業務 仕様書

## 1 委託業務名称

南知多町コミュニティバス「海っ子バス」デザインラッピング業務

## 2 業務目的

本業務は、南知多町コミュニティバス「海っ子バス」の車両に対し、南知多町の景観やイメージをデザインし、バス車両にラッピングを行うものであり、多くの住民や観光客に親しみを持って利用していただくことを目的とする。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

※ただし、ラッピングの施工は原則令和8年9月30日までに行うこととするが、困難な場合は、企画提案書においてスケジュール示すこと。

## 4 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受注者の企画提案により調整する場合がある。

### (1) デザイン業務

- ・デザインコンセプトを立案すること
- ・本プロポーザルにおいてはデザイン案1点を作成し、提示すること。
- ・車両形状に応じた展開図を作成すること。
- ・視認性、安全性への配慮を行うこと。

### (2) 住民参加プロセスの設計及びデザイン決定支援

- ・デザイン決定プロセスについては、受注者がデザイン案を複数作成し、住民が参加可能な企画を提案し実施すること。
- ・事務局と協議・調整を行い、必要に応じて修正対応を行うこと。

### (3) ラッピング施工業務

- ・車両へのラッピングを施工すること。
- ・施工台数は3台を予定すること。（施工デザインは複数種類でも同一種類でも可とする。）
- ・使用素材は耐候性、耐久性に優れたものとする。
- ・施工後の品質確認を行い、不良等あれば再施工を行うこと。

### (4) 維持・保証

- ・一定期間の剥離・劣化に対する保証を行うこと。
- ・不具合発生時の対応体制を構築すること。

### (5) その他

- ・多くの方から長く愛されるデザインとなるよう、南知多町の特徴を深く理解し、提案を行うこと。

## 5 業務スケジュール

業務スケジュールは以下のとおりを想定する。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受注者の企画立案により調整する場合がある。

	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
(1) デザイン業務											
(2) 住民参加プロセスの設計及び実施											
(3) デザイン決定支援											
(4) ラッピング施工業務											
(5) 維持・保証											
(6) その他											

## 6 業務報告

受託者は、業務の進捗に応じて定期的に本町に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、協議により定めるものとする。

## 7 成果物

成果物の内容は以下のとおりとする。

- (1) デザインデータ、展開図（編集可能形式のデータ含む）
- (2) ラッピング済み車両
- (3) 実施報告書（施工記録写真含む）
- (4) その他関連書類

## 8 知的財産権の取扱い

- (1) 本業務により作成された全ての成果物の著作権は南知多町に帰属するものとする。
- (2) 第三者の権利を侵害しないことを保障すること。第三者から著作権その他の知的財産権の侵害の申し立て、訴訟の提起その他の請求がなされた場合、本業務の受注者は、自己の責任と費用においてこれを解決し、南知多町にいかなる損害も与えないものとする。万一、南知多町に損害が生じた場合、受注者はその一切を補償するものとする。

## 9 個人情報・秘密保持

本業務に関連して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

## 10 法令等の遵守

- (1) 本業務の実施に当たり、道路運送車両法、道路交通法その他関係法令等を遵守すること。また、車両の安全運行に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。
- (2) デザイン及び施工にあたっては、運転者の視界確保、歩行者・他車からの視認性確保等、安全性に十分配慮すること。

## 11 その他の注意事項

- (1) 本業務の全部を第三者に委託してはならない。一部再委託する場合は、事前に発注者の承認を得ること。
- (2) 履行期間内に確実に業務を完了できるように、適切な進行管理を行うこと。遅延が見込まれる場合は、速やかに報告し指示を受けること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、本町と受託者

が協議して決定すること。

- (4) 受託者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることをしてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める時は、町の承認を得た上でその一部を委託することができる。
- (5) 本業務の履行にあたり個人情報を含む情報の取扱について情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざん、その他事故等から保護するため適切な管理を行うこと。
- (6) 委託業務の実施にあたって発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について賠償の責任を負うこと。ただし、第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りではない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議のうえ決定する。